





07 財務省(特区第14次 再検討要請回答)

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の異同	「措置の内容」の異同	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事業事項	提案主体名	都道府県	制度の所管・執行府省庁
070040	特定農業者以外の者による特定醸造改革特別区域法第2条 酒類の製造事業	醸造改革特別区域法第2条	醸造改革特別区域において、農林水産部所管の酒類製造業者が酒類製造事業を行うことができる。当該醸造改革特別区域に所在する自己の酒類の製造場において自ら生産した米等を原料として酒類を製造するため、その製造免許を申請した場合には、その製造免許に係る最低製造数量基準を適用しない。	現行法で規定されている醸造業者の最低醸造数量(米)を緩和したとらふ特区を自らに適用し、醸造改革特別区域に所在する自己の酒類の製造場において自ら生産した米等を原料として酒類を製造するため、その製造免許を申請した場合には、その製造免許に係る最低製造数量基準を適用しない。	今回のとらふ特区の提案は、地域資源としての山田錦の多様な活用を引き出すことであるので、農家以外の食品業者による製造を認めることで、大規模な地域活性化に役立つ期待が大きいと考えられる。現在のままでは、各地域のサトウキビ十割引き出しているとは思えない。酒税の納税が確保されるなら問題はないと考える。	C	—	酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを削減するための必要な水準として取られているものであり、この免許要件の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造業者の増加による酒税の発生や、政府負担による実質的負担が増加することにつながる可能性がある。酒類の納付は、酒類製造業者の増加により増加することになる。酒類の納付は、酒類製造業者の増加により増加することになる。酒類の納付は、酒類製造業者の増加により増加することになる。	地域で生産された米を直接購入するなど、酒類製造業者がその農家長途等で酒類を提供することを通じ、グリーンツーリズムが推進され、地域の活性化にも資すると考えられたことから、本特例の対象者は、原料を自ら生産する農業者であり、かつ、醸造改革特別区域を設ける者に対し、農家長途等で酒類を提供することを業とする者に限定して認められたものである。	C	—	前回の回答で述べたとおり、農業者を業とする農業者が自ら生産した米を原料として原料コストの低減が図られ、酒税の納税に支障をきたすことが少ないものではないかと考えられたこと、酒類製造業者がその農家長途等で酒類を提供することを通じ、グリーンツーリズムが推進され、地域の活性化にも資すると考えられたことから、本特例の対象者は、原料を自ら生産する農業者であり、かつ、醸造改革特別区域を設ける者に対し、農家長途等で酒類を提供することを業とする者に限定して認められたものである。		1 0 5 7 0 1 0	三木商工会議所 本部	兵庫県	財務省	
070050	とらふく製造方法の緩和	醸造改革特別区域法第2条	酒類の特例が認められているその他の醸造業者(酒類)は、自ら生産した米等を原料として酒類を製造するため、その製造免許を申請した場合には、その製造免許に係る最低製造数量基準を適用しない。	現行法で規定されている酒類とは、米、米こうじ及び水を原料として発酵させて、こしたものとすること、一度こしたものは酒類となることなど、とらふくとは異なるものとする。これにより、酒類の特例が認められているその他の醸造業者(酒類)は、自ら生産した米等を原料として酒類を製造するため、その製造免許を申請した場合には、その製造免許に係る最低製造数量基準を適用しない。	現行法で規定されている酒類とは、米、米こうじ及び水を原料として発酵させて、こしたものとすること、一度こしたものは酒類となることなど、とらふくとは異なるものとする。これにより、酒類の特例が認められているその他の醸造業者(酒類)は、自ら生産した米等を原料として酒類を製造するため、その製造免許を申請した場合には、その製造免許に係る最低製造数量基準を適用しない。	C	—	酒類の特例は、酒類を原料・製法等により定義・区分し、それぞれの酒類に対して税率を定めている。このように酒類上の酒類の定義は酒類製造業者の業種と関係なく、酒類を定めている。このように酒類上の酒類の定義は酒類製造業者の業種と関係なく、酒類を定めている。このように酒類上の酒類の定義は酒類製造業者の業種と関係なく、酒類を定めている。このように酒類上の酒類の定義は酒類製造業者の業種と関係なく、酒類を定めている。	本提案は、酒類の定義についての異同を定めているものではなく、とらふくを一定の方法でこすというとらふく0の要件での多様な製造方法を認めるものであり、税制の負担を軽減するものである。税制の負担を軽減するものである。税制の負担を軽減するものである。税制の負担を軽減するものである。税制の負担を軽減するものである。	C	—	前回の回答で述べたとおり、酒類の特例は、酒類を原料・製法等により定義・区分し、それぞれの酒類に対して税率を定めている。とらふくの製造方法の特例については、酒類の製造方法の特例は、酒類を原料・製法等により定義・区分し、それぞれの酒類に対して税率を定めている。とらふくの製造方法の特例については、酒類の製造方法の特例は、酒類を原料・製法等により定義・区分し、それぞれの酒類に対して税率を定めている。		1 0 5 7 0 2 0	三木商工会議所 本部	兵庫県	財務省	